連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月12日

富士通株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 村 純 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 持 永 勇 一 印 業務執行社員

指定有限責任計員 公認会計士 齋 田 毅 (ED) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 暁 之 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2014年4月1日から2015年3月 31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変 動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを 認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判 断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠 して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて 合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評 価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのもので はないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会 計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の 表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一 部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該 連結計算書類に係る期間の財産及び指益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上